

【第4部 計画の推進】

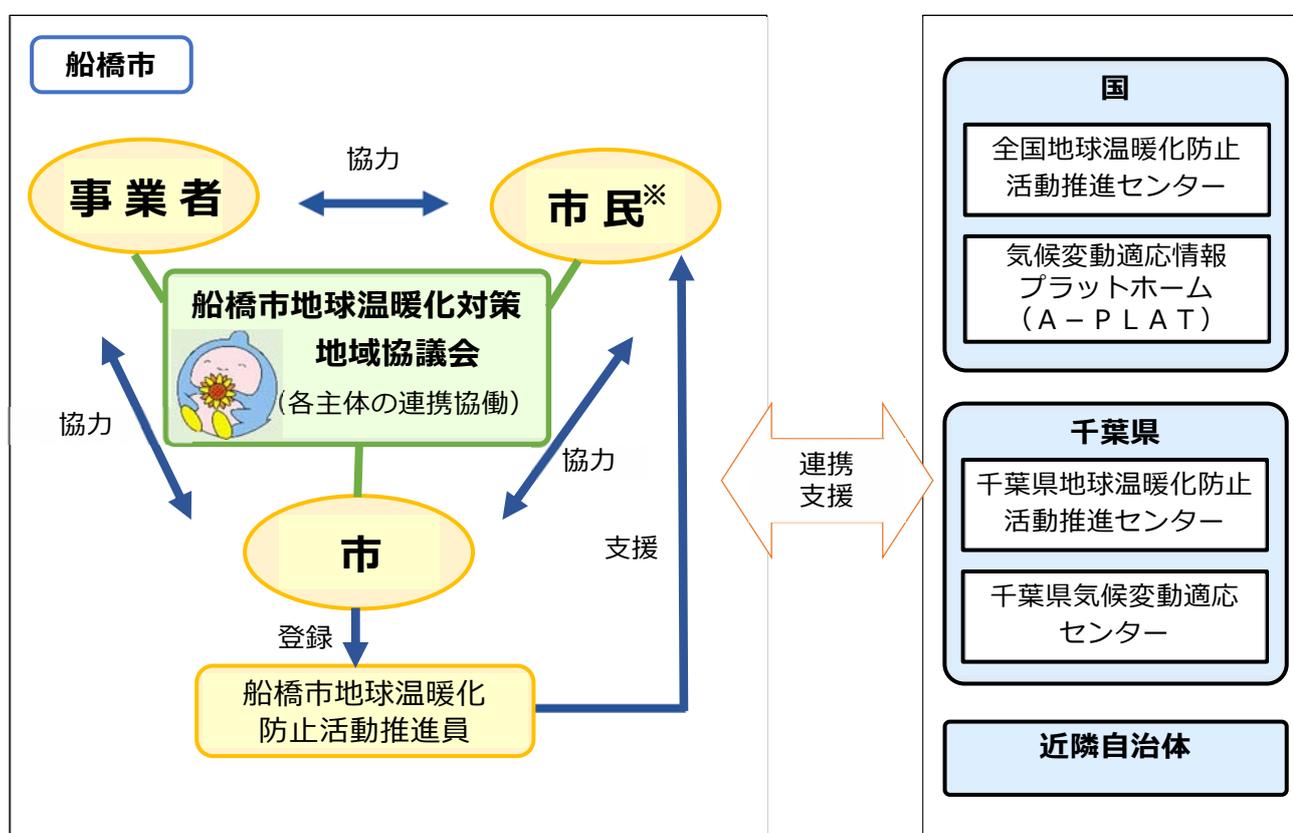
第9章 区域施策編の推進

1. 推進体制

(1) 計画推進の枠組み

本計画（区域施策編）は、これまでと同様に、「船橋市地球温暖化対策地域協議会」（以下、「地域協議会」）が中心となり、各主体の連携・協働のもとで推進していきます。

また、国や千葉県とその関係機関、近隣自治体等とも情報を共有し、連携しながら取組を進めます。



※「市民」には、「市民団体等」を含みます。

図9-1-1 計画（区域施策編）推進の枠組み

(2) 各主体の役割

各主体が、本計画の推進において果たすべき役割はそれぞれ次のとおりです。

■船橋市地球温暖化対策地域協議会

地域協議会は、市民の日常生活や事業者の事業活動に起因する温室効果ガスの排出の抑制等に関して、必要な措置を協議するために設置されたもので、市民、事業者、行政等から構成されています。

地域協議会は、市との連携・協働により、アクションプラン（後述）の実行、環境学習、普及・啓発事業、情報提供などを推進します。その中で、市と市民・事業者との橋渡し役を担い、各主体の意見の反映を通じて施策の実効性を高めます。

■船橋市地球温暖化防止活動推進員

船橋市地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識を有する者が市に登録され、地球温暖化対策の推進を図るため、市民活動団体等が主催する地球温暖化の防止に関する学習会、研修会等にて講義等を行います。

■市民、事業者

市民、事業者は、それぞれの立場に応じた形で、互いに連携しながら、地域協議会から示された取組を実践します。

具体的には、市民は地球温暖化問題への関心を高めるとともに、日常生活の中でライフスタイルを見直し、地球温暖化防止行動の実践と気候変動への適応に取り組みます。

事業者は、市民同様に地球温暖化問題への関心を高めるとともに、事業活動の中で各々の業種・業態に応じた取組として、エネルギーや資源の利用量の削減、再生可能エネルギーの導入、気候変動リスクへの対応などに取り組みます。

■市

市は、本計画に基づき、必要な施策について事業を展開します。事業の推進にあたっては、市民、事業者はもとより、庁内各課及び国や千葉県、その関係機関などと十分な連携を図ります。

その一方で、地域協議会の依頼に応じて、地球温暖化防止や気候変動への適応に取り組む市民、事業者に対し、その活動を支援します。

また、地球温暖化に係る情報の共有を通じて、現状や課題に対し各主体が共通の認識を持ち、取組を円滑に進めていくため、国や千葉県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、広報やホームページなどを活用して温室効果ガス排出抑制に関する情報提供を行います。さらに、国の気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）や、千葉県気候変動適応センターなどと連携し、気候変動への適応に関する情報提供を行います。

市内の一事業者としては、「船橋市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）：第5次ふなばしエコオフィスプラン」を実行し、率先して地球温暖化対策に取り組みます。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画の進行管理は、下図に示す多重的なPDCAサイクルを利用して行います。

計画策定後（Plan）は、計画の推進・実行（Do）として、主体ごとに行動計画の作成（P）、推進・実行（D）、点検・評価（C）、見直し（A）を繰り返します。本計画自体は、中期目標年度を目安にそれまでの取組状況を点検・評価（Check）し、その結果を踏まえて見直し（Action）を行い、継続的な改善を図ります。なお、点検・評価及び計画の見直しは市が行い、見直しの際は地域協議会や市民・事業者の意見を取り入れていきます。

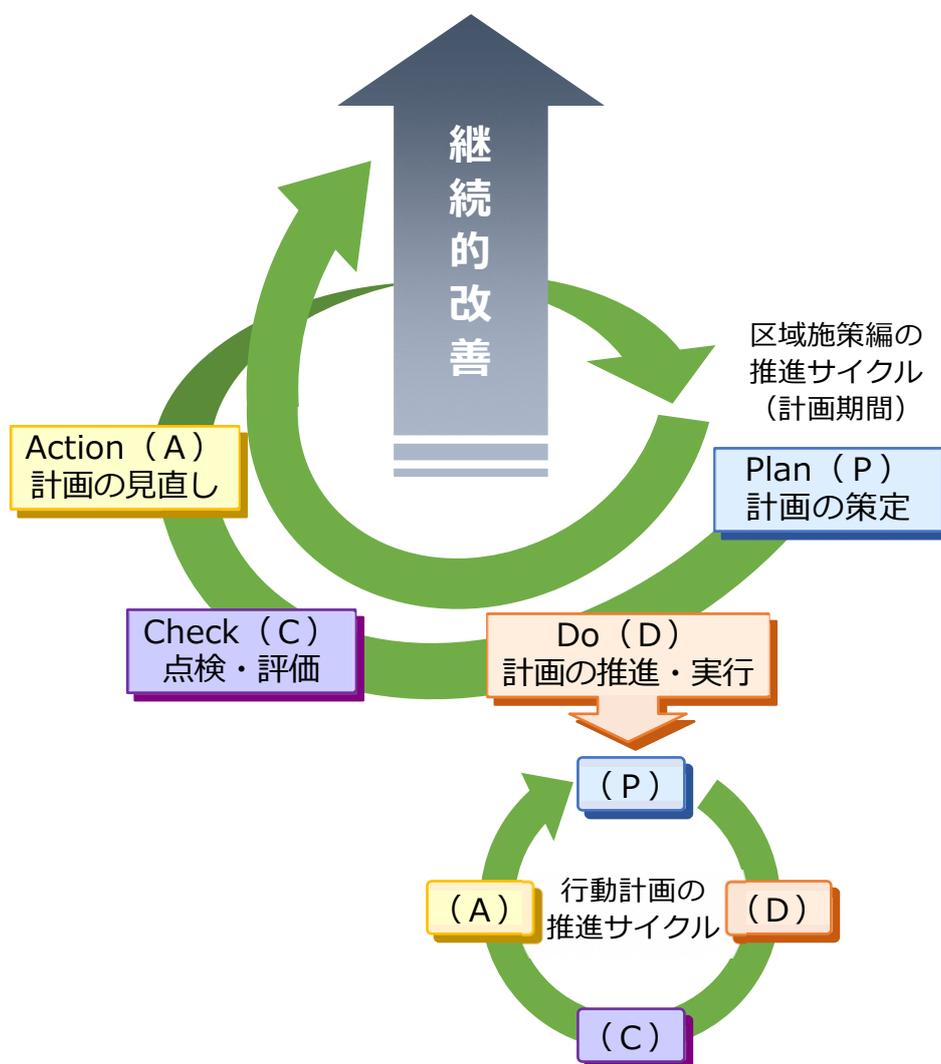


図9-2-1 PDCAサイクルを利用した計画の進行管理のイメージ

(2) 具体的な手順

本計画の進行管理の具体的な手順は、次のとおりです。

■計画の策定 (Plan)

上位計画として位置付けられる船橋市総合計画、船橋市環境基本計画を踏まえて、温室効果ガスの排出抑制、気候変動への適応など、本市の地球温暖化対策の理念や取組の方向性を定めるものとして本計画を策定しました。

■計画の推進・実行 (Do)

本計画に基づいて、各主体が実行する詳細な取組内容を盛り込んだ行動計画等を作成し、推進していきます。

行動計画等と実行主体の関係は、次の図に示すとおりです。

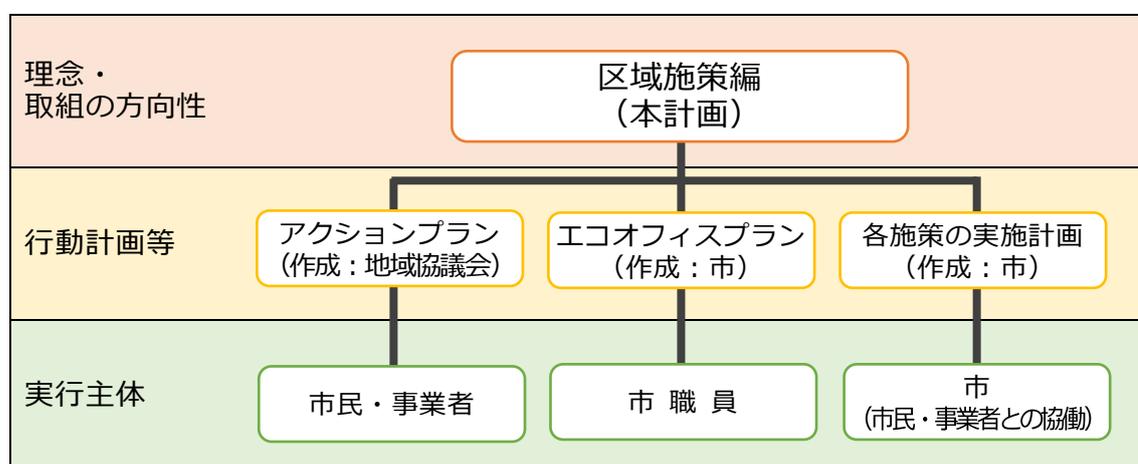


図9-2-2 行動計画等と実行主体

【アクションプランの実行 (市民・事業者)】

地域協議会が作成(P)し、地域協議会に参画する市民・事業者が自ら取組を実行(D)します。その一方で広報・啓発活動に取り組み、地域協議会に参画していない市民・事業者への行動の普及を図ります。地域協議会は、プランで定めた進行管理指標を用いた点検・評価(C)を通じて、市民・事業者の実践度を把握するとともに、計画の推進について市に助言・提言を行います。また、取組の普及状況に応じてプランの見直し(A)を検討します。

【エコオフィスプランの実行 (市職員)】

市は、所管する事務・事業に関して、温室効果ガスの排出削減、資源循環型活動の推進、物品やサービスの購入にあたっての環境配慮など、具体的な取組を定めたプランを作成し、職員自らが取組を実行します。なお、進行管理の詳細は、次章で示します。

【各施策の実施計画の実行（市、市民・事業者との協働）】

市は、各施策について優先順位を考慮して実施を検討（P）し、順次予算化して事業を実施（D）していきます。施策の実施状況については、個別指標とともに市がとりまとめ、地域協議会への報告（C）を通じて協力（助言・提言など）を求めています。それらの点検結果は、実施計画へのフィードバック（A）に努めます。

■点検・評価（Check）

市は、進行管理指標によって施策の進捗状況を確認するとともに、市民、生徒、事業者への意識調査を引き続き定期的の実施し、各主体の行動等の変化を把握します。

それらの結果は、地域協議会へ報告を行い、協力（助言・提言など）を求めます。また、温対法第21条第10項に基づいて、毎年1回、温室効果ガス排出量を算定し、環境白書及びホームページ等で公表します。

■計画の見直し（Action）

本計画は、国や千葉県等の計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、地域協議会や市民・事業者の意見を取り入れ、中間見直しを行います。

◆◆◆ 身近な地球温暖化対策 ◆◆◆

市民・事業者・行政等が協働で地球温暖化対策に取り組む「船橋市地球温暖化対策地域協議会」では第3次アクションプランを作成し、下記のアクションを身近な地球温暖化対策として取り上げています。

みんなのできる 7つのアクション	<p>1 使用していない部屋の電気は消そう</p> 	<p>2 冷蔵庫やエアコンの温度は適切にしよう</p> 	<p>3 マイバッグやマイボトルを持ち歩こう</p> 	<p>4 エコマーク・省エネラベルの製品を選ぼう</p> 
	<p>5 エコドライブを実践しよう</p> 	<p>6 省エネ性能の高い家電や機器を選択しよう</p> 	<p>7 使用した電気やガスからCO₂排出量を把握しよう</p> 	
市民のアクション プラス4つのアクション	<p>8 地元の食材を使うなど、エコ・クッキング*を実践しよう</p> 	<p>9 宅配便の再配達を防止しよう</p> 	<p>10 緑のカーテンや、すだれを設置しよう</p> 	
	事業者のアクション プラス4つのアクション	<p>12 クールビズ・ウォームビズを実践しよう</p> 	<p>13 ペーパーレス化を図ろう</p> 	<p>14 業務や生産の効率化を図ろう</p> 
影響に備える取組 地球温暖化の		<p>16 暑さを避け、こまめな水分補給などの熱中症対策をしよう</p> 	<p>17 ハザードマップなどを活用して、避難場所・経路を確認しよう</p> 	<p>18 災害発生に備えて、防災グッズを準備しよう</p> 

※「エコ・クッキング」は東京ガス（株）の登録商標です

第 10 章 事務事業編の推進

1. 推進体制

本計画は、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減計画であるため、市職員の自主性による取組に加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。本計画の実効性を確保するため、「エコオフィスプラン推進委員会」（以下「推進委員会」という。）のもとに、エコオフィスリーダーが中心となり日々の取組や情報収集及び点検などを行い、全職員が取組を実施します。

また、省エネ法における特定事業者指定されている関係で選任が義務付けられている「エネルギー管理統括者」「エネルギー管理企画推進者」「エネルギー管理員」との連携が図られるような体系とすることで、再エネ・省エネ設備の計画的な導入とともに日常的なエコオフィス活動の両面が融合的かつ機動的に展開できる推進体制とします。

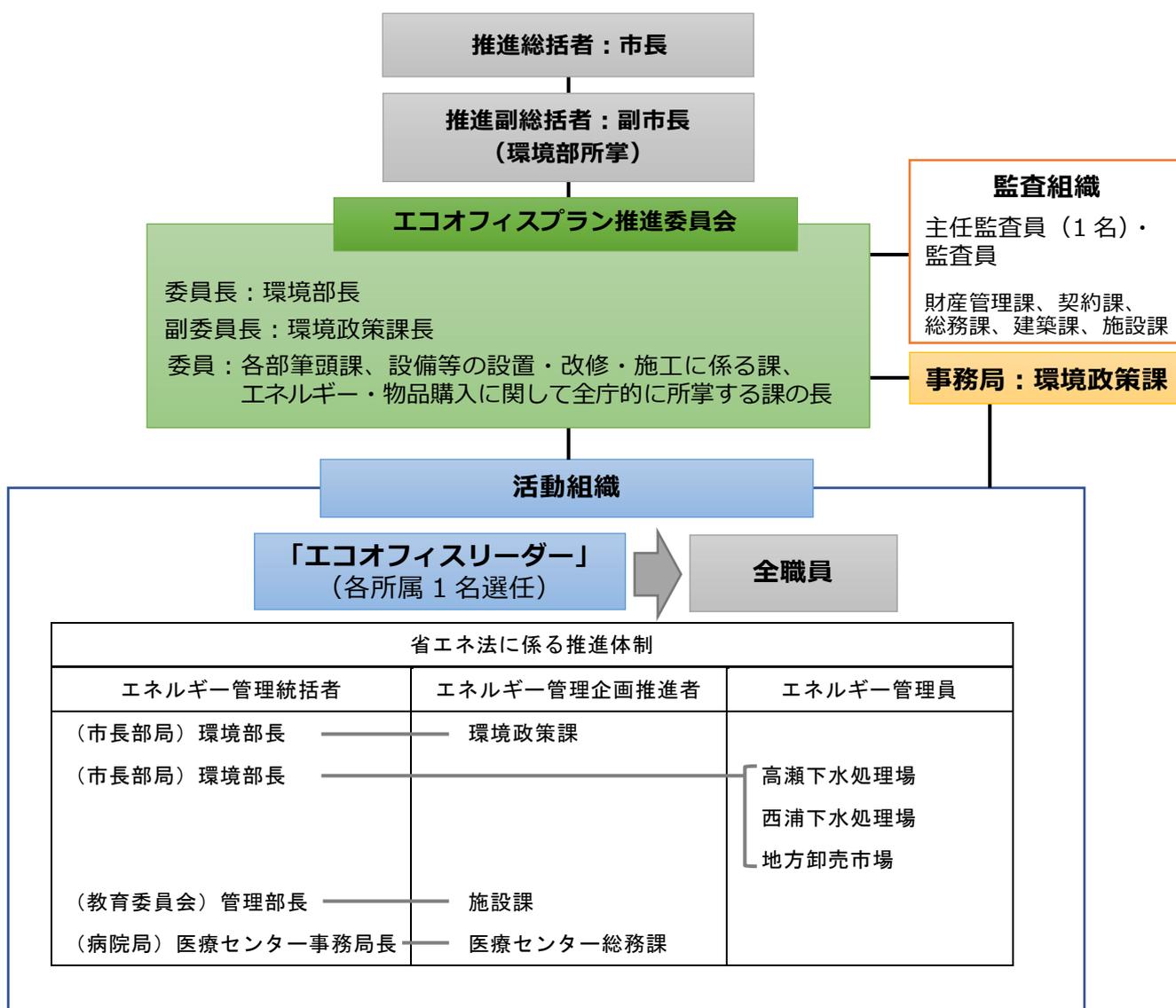


図 10-1-1 推進体制体系図

表 10-1-1 主体別役割

職名	担当者	主な役割
推進総括者	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・推進総括者として、事務事業に関する温暖化対策等を総括する。 ・事務事業に基づく取組について評価、指示を行う。
推進副総括者	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・推進総括者を補佐し、推進総括者に事故あるとき、又は推進総括者が欠けたときに、その職務を代理する。
推進委員会	委員長：環境政策部長 委員：各部筆頭課、設備等の設置・改修・施工に係る課、エネルギー・物品購入に関して全庁的に所掌する課の長	<ul style="list-style-type: none"> ・「推進総括者」の指示に基づく、省エネ、地球温暖化対策の推進に関わる施策、目標、点検、評価方法について検討する。
エコオフィスリーダー	各職場1名	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に係る取組について、先導的に実践するとともに所属内への波及を図り、事務局に活動結果を報告する。 ・「事務局」との連携により、取組状況やエネルギー使用状況をはじめとする「実行計画」の運用に係る基礎調査を行い把握するとともに所属内の現状の「見える化」に取り組むなど、職場での啓発を推進する。
内部監査	財産管理課、契約課、総務課、建築課、施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・実行計画の運用・取組状況についての監査を実施する。
事務局	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用状況をはじめとする計画の推進に係る基礎調査、「見える化」の推進などに関して「エコオフィスリーダー」を支援する。 ・各種調査結果や「実行計画」進捗状況を取りまとめ、推進委員会に報告する。 ・調査結果の公表手続き、国・県及び庁内各関係部局への報告・連絡・調整を行う。 ・「エコオフィスリーダー」に対して研修を実施する。

2. 進行管理体制

本計画期間における進行管理は、年度単位で計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)というサイクルを繰り返すことで事業効果を高めていくこととします。

なお、実行計画の進行管理は、目標達成状況を毎年度把握・評価し、取組内容などを継続的に改善していくために、推進委員会のもと、各所属長から職員に至るまでの全職員による体系的な評価・点検を行うものとします。また、内部監査による評価検証をもとに改善策を見出し、エネルギー使用の多くなる夏期および冬期の前に傾向と対策を全庁的に提示し、組織的に改善策が適切に行えるよう誘導を図ります。

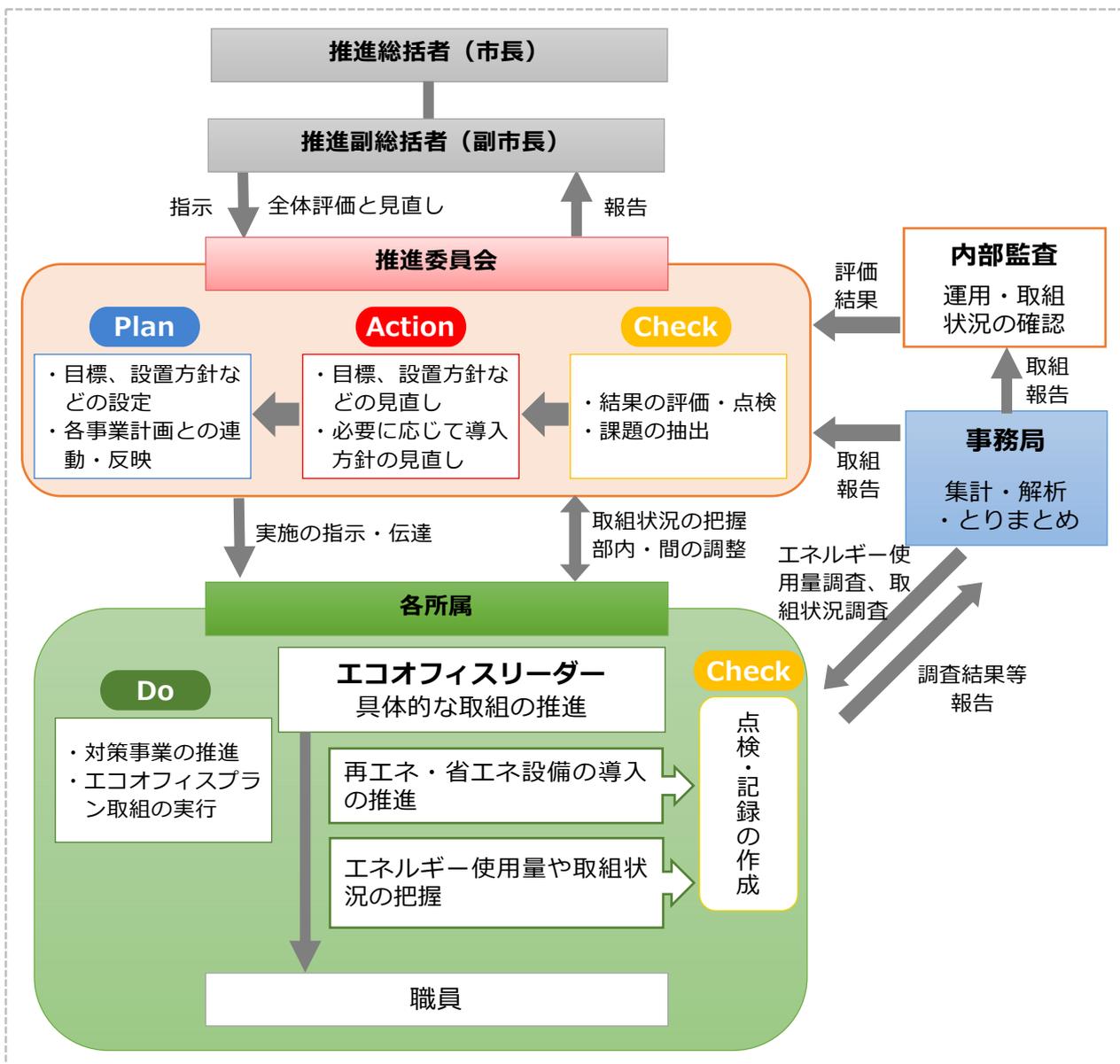


図 10-2-1 推進・点検・評価のフロー図

(1) 計画の推進

推進委員会の各委員は推進委員会での指示事項を部局内に周知します。また、適宜各所属での取組状況などを把握し、各所属間の連絡・調整、課題の検討に努め、運用状況の改善を図っていきます。

(2) 取組の実施

エコオフィスリーダーは、所属内における取組を統括するとともに、所属内の職員に取組を実行させる責任を持ちます。また、所属内の取組状況について事務局に報告を行います。

(3) 点検・記録の作成

エコオフィスリーダーは、所属内での取組を推進し、同時に記録を作成していきます。記録は定期的にとりまとめて、事務局に報告します。

(4) 集計・解析・とりまとめ

事務局は、エコオフィスリーダーからの記録を回収し、集計・解析の上、推進委員会に報告します。

(5) 内部監査

本計画の取組状況等について評価及び改善策を検討するため、内部監査を実施します。

(6) 評価の結果

推進委員会は、本計画の進捗状況を把握し、進行管理を行います。また、進捗状況の検討結果、内部監査の評価結果を推進総括者に報告し、全体評価を受けます。

(7) 計画の見直し

推進総括者は、計画の進捗状況や年度末での取組の評価結果をもとに、取組方法や指標の見直しを行います。

3. 目標や取組内容の見直し

計画の期間中は、各年度の温室効果ガスの排出状況等の計画進捗状況、社会情勢の変化を踏まえ、目標や取組内容の中間見直しを行います。

4. 計画及び実施状況の公表

本計画の毎年度の進捗状況などについては、広報誌やホームページなどを通して公表します。また、公表を通して、市民に対し、地球温暖化問題に対する自主的な取組の必要性などについて啓発します。

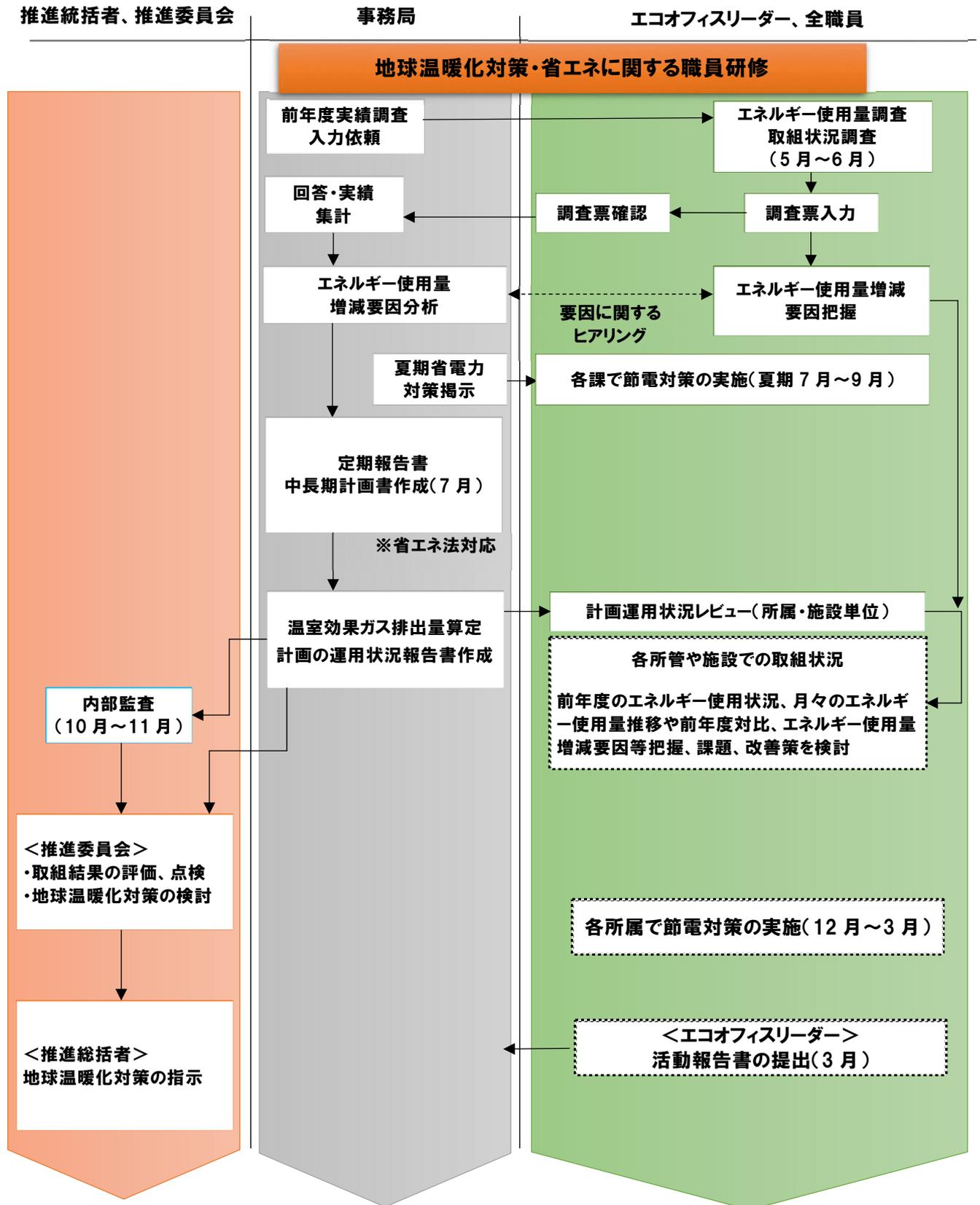


図 10-4-1 実行計画の運用フロー図

5. 船橋市地球温暖化対策実行計画の実行組織に関する要綱

船橋市地球温暖化対策実行計画の実行組織に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）の推進にあたり、実行組織を構成し、役割等を定める。

(組織の構成)

第2条 実行計画の組織は、次に掲げる者等で構成する。

- (1) 推進総括者
- (2) 推進副総括者
- (3) 推進委員会
- (4) 監査組織
- (5) 事務局

(推進総括者)

第3条 推進総括者は、実行計画の総責任者として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 実行計画を策定すること。
- (2) 実行計画の見直しを行うこと。
- (3) 実行計画（見直し計画を含む。）の承認を行うこと。
- (4) 実行計画の運営に必要な人的、物的及び財政的資源を確保すること。

2 推進総括者は、市長をもって充てる。

(推進副総括者)

第4条 推進副総括者は、推進総括者を補佐し、推進総括者に事故あるとき、又は推進総括者が欠けたときに、その職務を代理する。

2 副総括者は、環境部を所掌する副市長をもって充てる。

(推進委員会の設置)

第5条 実行計画を円滑に推進するため、推進委員会を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 実行計画の推進に関すること
- (2) その他、実行計画に必要な措置の実施に関すること

3 委員会は、別表1に掲げる組織により構成し、次の各号の者を充てる。

- (1) 委員長は、環境部長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、環境政策課長をもって充てる。
- (3) 委員は、前2号以外の各部筆頭課、設備等の設置・改修・工事に係る課、エネルギー・物品購入に関して全庁的に所掌する課の長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

6 委員会の会議は、必要のつど委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

7 委員会は、必要があると認めるときは、職員その他関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 委員会は、第2項各号に掲げる事務を遂行するため必要により部会を置くことができる。

(エコオフィスリーダーの設置)

第6条 各所属長（第3種事業所は除く）は、エコオフィスリーダー（以下「リーダー」）を設置し、所属内の実行計画の取組状況を把握し、必要に応じて改善策を講じる。

2 リーダーは環境配慮物品の購入、不必要な照明の消灯、紙使用量の削減など実行計画で定める目標に基づいた適正な事務・事業の執行を先導的に実践する。

3 リーダーは所属内における実行計画の取組状況を定期的に記録するとともに所属内の職員へ周知・啓発を行う。

4 リーダーは当該年度の実行計画の取組状況を翌年度の4月末までに事務局に報告するものとする。

(各所属の役割)

第7条 各所属は、実行計画の推進にあたり、次に掲げる業務を行う。

(1) 目的及び目標に基づいた適正な事務・事業の執行に努める。

(2) 定期的に調査を行い、目的及び目標との適合について評価し、必要な改善策を講じる。

(3) 実行計画の実施状況を記録・保存し、事務局の求めにより報告する。

2 各所属の職員は、日常の事務・事業活動において環境に配慮し、温室効果ガスの排出の削減に努めなければならない。

(監査組織の設置)

第8条 実行計画において立案・計画した事項の適合状況について評価及び改善策を検討するため、監査組織を設置する。

2 監査員は、別表2に掲げる組織の職員より構成されるものとし、委員長が主任監査員及び監査員を指名する。

3 監査組織による指摘事項及び改善策の提言があったとき、委員長は、目標設定、取組内容等必要な是正に努めるものとする。

(事務局の設置)

第9条 実行計画を確立、実施、維持及び管理するため、事務局を置く。

2 事務局は、推進委員会及び監査組織の運営に必要な調査、検討等を行う。

3 事務局の庶務は、環境部環境政策課温暖化対策係で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実行計画の組織に関し必要な事項は、推進総括者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 第5条第3項関係

委員長	環境部長
副委員長	環境部環境政策課長
委員	市長公室市民の声を聞く課長 企画財政部政策企画課長 企画財政部財産管理課長 企画財政部契約課長 総務部総務課長 税務部税務課長 市民生活部戸籍住民課長 健康福祉局健康・高齢部健康政策課長 健康福祉局福祉サービス部地域福祉課長 健康福祉局子育て支援部子ども政策課長 健康福祉局保健所保健総務課長 病院局医療センター事務局総務課長 経済部商工振興課長 地方卸売市場総務課長 建設局都市計画部都市政策課長 建設局都市整備部都市整備課長 建設局道路部道路計画課長 建設局下水道部下水道総務課長 建設局建築部建築指導課長 建設局建築部建築課長 会計課長 消防局財務課長 教育委員会管理部教育総務課長 教育委員会管理部施設課長 教育委員会学校教育部学務課長 教育委員会生涯学習部社会教育課長 議会事務局庶務課長

別表2 第8条第2項関係

監査員	企画財政部財産管理課 企画財政部契約課 総務部総務課 建築部建築課 教育委員会管理部施設課
-----	---